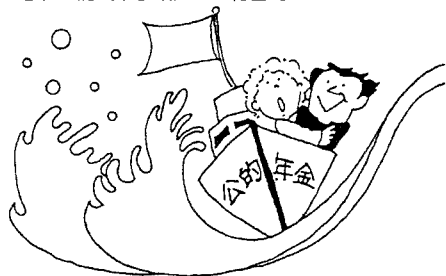


老後の生活は公的年金で基礎づくり。
思わぬ病気や事故だって総合的にカバー



では、実際に老後の生活費としては、いくらかかるのでしょうか。総理府の調査をもとに、一カ月の夫婦二人の標準生活費を算出すると（居住地の格差があるので）都留市では十五万円くらいとみています。

やがては、だれにでもやってくる老後。そこで何よりもしっかり考えておかねばならないのが経済面での生活設計です。高齢人口の激増や、核家族化の進展のなかで、老後の生活に対する不安は、大なり小なり、多くの人が抱えています。

国民年金は 老後の暮らしを どれだけ守るか

いでしよう。これだけの生活費を補うものを考えなくてはならないわけですね。

まず、国民年金でどの程度カバーできるのでしょうか。現在支払われている老齢年金の最高額は、夫婦で月額七万九〇〇〇円。ただし、額が低いのは国民年金の歴史が浅いことによるものです。二十五年加入していれば十一万円以上になり、標準生活費の約七三%、最高の四十年加入の人なら十七万円近くになり、標準生活費を上回ります。国民年金でこれだけの保障をします。

保険料が高いと云っても月額二〇〇〇円です。国民年金を休んで（未納）も一日二〇〇円しか支出が違います。このことと老後の比較をしてみてください。一目瞭然です。国民年金を自分自身でもう一度お考え下さい。

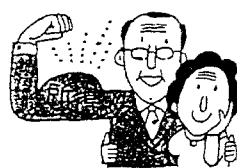
福祉年金の所得制限

福祉年金は全額国庫負担のため本人や配偶者、扶養義務者などにある程度以上の所得があるとき、または本人が他に公的年金を受けていて、制限額を超えるようなときには支給停止または一部停止とな

本人の所得制限額

扶養親族の数 年金の種類	0 人	1 人	2 人
老齢福祉年金を受けるとき	1,235,000円	1,585,000円	1,875,000円
障害福祉年金を受けるとき	1,891,000円	2,181,000円	2,471,000円
母子・(準母子)福祉年金を受けるとき	2,148,000円	2,438,000円	2,728,000円

※以下扶養親族が1人ふえるごとに29万円を加算



ります。
なお、証書は十一月十一日からお返ししていますので印鑑、保管証持参のうえお早めに受取して下さい。

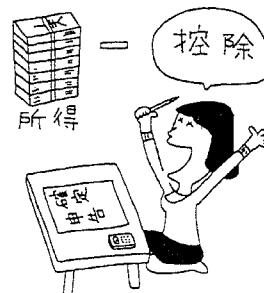
配偶者や扶養義務者の所得制限額

扶養親族の数 停止となる基準	0 人	1 人	2 人
全額停止となる基準	5,733,000円	5,982,000円	6,195,000円
額の一部が停止となる基準	3,249,000円	3,498,000円	3,711,000円

※以下扶養親族が1人ふえるごとに21万3千円を加算

本人が公的年金を受けているときの制限額

一般の公的年金を受けているとき	公的年金の種類	制限額
	老齢(退職)年金、普通恩給、遺族年金、普通扶助料など	505,000円
戦争による公的年金を受けているとき	公的年金の種類	制限額
	公務扶助料、増加恩給、障害年金、遺族年金など	旧軍人、軍属の階級が大尉まで



社会保険料控除

支払った国民年金保険料は年末調整や確定申告の際に申告すると控除されます。社会保険料控除は原則として申告ですので証明書は必要ありません。
●昭和五十八年一月から十二月まで納めた保険料額
・一般の人：六万八、三〇〇円
・付加保険料の人：七万二、九三〇円